

# 町内会規約

昭和 37 年 12 月制定  
昭和 43 年 5 月改正  
昭和 48 年 5 月改正  
昭和 49 年 5 月改正  
昭和 51 年 1 月改正  
昭和 56 年 5 月改正  
昭和 58 年 5 月改正  
平成 2 年 5 月改正  
平成 9 年 5 月改正  
平成 10 年 11 月改正  
平成 25 年 5 月改正  
平成 27 年 5 月改正  
令和 6 年 5 月改正

## 第 1 章 総 則

- 第 1 条 本会は羽沢南町内会と称し、原則として羽沢町に居住し所定の手続きを得た者で構成し事務所を会長宅に置く。
- 第 2 条 本会は当地域住民の生活環境の向上と会員相互の親睦をはかり、共に助け合うことを目的とする。

## 第 2 章 事業及び専門部

- 第 1 条 本会は前条の目的を達成する為に次の事業を行う。
1. 環境衛生に関する事項。
  2. 文化・体育に関する事項。
  3. 防火・防犯に関する事項。
  4. 福祉厚生共済に関する事項。
  5. 広報活動に関する事項。
  6. 青少年・婦人活動及び敬老に関する事項。
  7. 官公庁に対する意見具申及び示達事項。
- 第 2 条 本会は第 1 条の事業を行なうため次の専門部を置く。
1. 総務部
  2. 文化体育部
  3. 防犯部
  4. 福祉厚生部
  5. 広報部
  6. 環境衛生部
  7. 子供会

## 第 3 章 機 関

- 第 1 条 本会に次の機関を置く。
1. 総会
  2. 総代会
  3. 幹事会

第 2 条 総会は本会の最高決議機関で次の事項を決定する。

1. 合併又は解散
2. 総代会又は幹事会で必要と認めた事項

第 3 条 総代会は原則として毎年 1 回召集し、次の事項を決議する。

1. 事業運営に関する件。
2. 予算・決算に関する件。
3. 規約の改廃に関する件。
4. その他幹事会で必要と認めた事項。

第 4 条 幹事会は本会の執行機関で、会長・会長代理・副会長・会計及び幹事をもって構成し、機関の決議事項、規約に基づく業務の運営執行にあたり、会員に対してその責任を負う。

第 5 条 幹事会は原則として毎月 1 回招集する。

第 6 条 本会の各機関の招集は会長が行う。

第 7 条 本会の機関の招集の際は、会議の目的、開催の日時及び場所等を 7 日前に告示、又は構成委員に通知するものとする。

第 8 条 相談役、参与を置く事が出来る。

#### 第 4 章 会 議

第 1 条 総会は会員の過半数の出席で成立する。

但し、会員 1 名に対し 10 名までの委任を認める。

第 2 条 総代会は総代の過半数の出席で成立する。

第 3 条 幹事会は構成幹事の 3 分の 2 以上の出席で成立する。

第 4 条 総会又は総代会の正・副議長はそのつど機関で決める。

但し、幹事会の議長は会長とする。

第 5 条 議長は会議の秩序を保持し、議事の運営に当る。副議長は議長を補佐し、議長事故ある時は代行する。

第 6 条 各機関の議決は出席者の過半数以上の賛成で決める。

但し、規約の改正については第 9 章第 1 条による。

第 7 条 総代は幹事により選出し、その任期は 1 年とする。

第 8 条 会議の決定事項は速やかに会員に周知させなければならない。

第 9 条 会議の議事録は保管する。

#### 第 5 章 役 員

第 1 条 本会に次の役員を置く他会長代理を置くことができる。

会 長 1 名 副会長 若干名 会 計 1 名

幹 事 10 名以上 50 名以内

第 2 条 会長は本会を代表し、業務を統括する。会長代理は会長に代わって業務を統括する。

第 3 条 副会長は会長を補佐し、会長事故ある時は代行する。

第 4 条 幹事は担当部及び該当地区の業務を担当する。

- 第 5 条 会計監査は本会の会計を監査し、その結果を総代会に報告する。
- 第 6 条 会長は本会の業務運営上役員の補充を必要と認めた時は、幹事会の承認を得て会員中より推薦する事ができる。但しその定数は3名までとする。

## 第 6 章 役員及び幹事の選出

- 第 1 条 本会の会長・会長代理・副会長及び会計は、推薦委員会によって選出する。任期満了後再任する場合、本人及び推薦委員会委員から特段異議のない場合は、推薦委員会への付議を省略することができる。推薦委員会は改選対象外三役、参与、各部長をもって構成する。
- 第 2 条 幹事は定められた地区より会員の互選で選出する。
- 第 3 条 会計監査は会員の中より幹事会で推薦する。
- 第 4 条 総代の選出地区及び定数はそのつど幹事会で決める。

## 第 7 章 役員、幹事の任期

- 第 1 条 本会の役員、幹事の任期は2ケ年とする。
- 第 2 条 役員、幹事の欠員が生じた時は、速やかに補充する。

## 第 8 章 会 計

- 第 1 条 本会の運営資金は、会費又は寄付金によるものとする。
- 第 2 条 本会の会費は1世帯1ヶ月300円とする。  
但し、運営上必要な時は機関の承認を得て臨時徴収する事ができる。  
生活保護世帯については、申し出により幹事会の承認によって、会費を免除する事ができる。
- 第 3 条 本会の会費は、原則として毎月末までに会計へ納付するものとする。
- 第 4 条 本会の会計年度は4月1日から始まり、3月31日で終わる。  
但し、帳票書類の保存期間は3年とする。

## 第 9 章 付 則

- 第 1 条 本会の規約の改正は、総代会の過半数以上の賛成を必要とする。
- 第 2 条 本会の規約は、昭和37年12月から実施する。

# 業務及び事業方針

## 1. 総 務 部

- (1) 世帯数及び会員名簿の集計管理
- (2) 会議記録簿の保管

- (3) 官庁に対する意見具申と示達事項の連絡
- (4) 他町会との連絡
- (5) 会員の入脱会の管理
- (6) 町会費賛助会費の徴収等の会計を補佐する
- (7) その他各部に属しない事項

## 2. 福祉厚生部

- (1) 市交通共済の事務取扱いに関する事項
- (2) 各募金活動に関する事項
- (3) 斡旋物資に関する事項
- (4) その他委嘱された事項

## 3. 広報部

- (1) 会報の発行
- (2) 地区懇談会の主催取材
- (3) 広報だより等の地区別作成
- (4) その他委嘱された事項

## 4. 環境衛生部

- (1) 保健衛生に関する苦情についての折衝
- (2) 予防接種及び集団検診に対する事項
- (3) さわやか運動の推進
- (4) その他委嘱された事項

## 5. 文化体育部

- (1) 盆踊り大会の計画
- (2) 羽沢南祭りの計画
- (3) レクリエーションの計画
- (4) その他委嘱された事項

## 6. 防犯部

- (1) 防犯灯の取り替え、管理強化、パトロールの実施
- (2) 警察署に対する意見具申及び示達事項の連絡
- (3) 防犯灯の増設及び適正配置修理の連絡促進
- (4) 地元消防団との連絡
- (5) その他委嘱された事項

## 7. 子供会